

中小企業との対話を可能にする 動産担保融資

機械設備から家畜まで 一とかく担保の目新しさに注目が集まる動産担保融資。リレーションシップバンキングを標榜する中小・地域金融機関には本質を踏まえた積極的な取り組みが望まれる。

不動産担保主義を脱却し「担保・保証に過度に依存しない融資」¹⁾を推進すべく、在庫や機械設備などを担保とする動産担保融資への取り組みが広がっている。2005年、動産・債権譲渡特例法の施行で動産譲渡登記が可能になった時を同じくして、経済産業省において「ABL研究会²⁾」が発足し官民あがでの取り組みが始まった。金融庁も金融検査マニュアルを改訂し、動産担保および債権担保を一般担保として明示した。その結果、動産担保融資の実績が大幅に増加していることが報告されている³⁾。金融業界では政府系金融機関が地域金融機関と共同で積極的に取り組んでおり、外資系評価会社の参入⁴⁾も見られる。動産担保融資は緒についたばかりであり、市場規模を示す統計データもなく、足許の正確な残高は不明だが、特に中小企業金融の円滑化に資する融資手法として確立されることが期待される⁵⁾。

「動産なんて担保になるのか？」

「動産は担保に取っても面倒なだけだ」と懐疑的な見方をする金融機関の役職員は少なからずいるのではないだろうか。動産担保は管理面において実務課題も多く、金融機関の取り組みにもバラツキがあり、確固たる地位は確立されていない。その背景には、不動産に比べて動産は担保価値の安定性に劣るという考え方がある。だからと言って動産担保を不動産、有価証券に続く「第三の担保」程度に考えていてよいのだろうか。

動産担保融資は、企業が保有する動産を担保に取ることのみに意義があるのではない。担保動産の状態を確認し、その評価を行うことで、当該中小企業の経営の実態を明らかにすることに本質がある。さらに担保動産の動

きを継続的にモニタリングすることを通じて、おのずと中小企業との対話が促進される。対話によって金融機関は予兆管理が可能となり、結果として中小企業の資金繰りが安定化するという効果をもたらす。金融機関と借り手企業のあいだに存在する「情報の非対称性」を埋める共同作業とも言えよう。

慶應義塾大学の池田教授は「終わらせる担保」から「生かす担保」へと担保のパラダイム転換を主張し、動産担保融資の意義を説いている⁶⁾。これは至言であるが、一歩進めて「担保」という表現を避けてもよかった。貸出の「担保」から企業との「対話」へ、誤解を恐れずに言えば「動産担保融資」は「債務者実態把握融資」とでも呼ぶべきものだ。なまじ「担保」という言葉があるがために「担保の取得・評価・処分」に目が行ってしまい、「こんなもの担保に取って意味があるだろうか、せいぜい添担保だろう」となってしまう。不動産以外に安全な担保はないか、優良な保証人はいないかと、信用リスクを減らすことばかり考えているのではなく、不動産担保融資にのめりこみ多額の不良債権を抱えた過去の苦い経験を教訓にすべきではないだろうか。

動産担保融資推進に向けた課題

動産担保融資によって企業の経営実態把握が進み、動産担保の位置づけが高まってくると、現行の内部格付制度にも影響が出てくると思われる。現在金融機関は、基本的に3期分の決算書に基づいて内部格付を付与している。簿価をベースに、毎年の在庫回転率や所要運転資金を分析・評価しているが、動産担保融資に際しては、担保動産の実態情報を内部格付判断に取り入れることを試

NOTE

- 1) 金融庁「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日)参照。
- 2) 平成17年9月～平成18年3月。なお経済産業省によれば、ABL (Asset Based Lending) は「動産・債権等担保融資」と定義されているが、本稿ではコーポレートファイナンスとしての動産担保融資の意義に着目することから「動産担保融資」という言葉を使っている。
- 3) 金融庁「平成19年度における地域密着型金融の取組状況について」(平成20年7月1日)によれば、平成19年度の動産・債権譲渡担保融資の取組実績は、13,592件・3,133億円(うち動産担保融資は517件・1,417億円)。
- 4) ゴードンブラザーズジャパンなど、国内でも日本動産鑑定やツールバグループなどが評価機能を提供中。
- 5) 堀内秀晃「Asset Based Lendingの普及に向けて」NBL897号では、ABL (Asset Based Lending = 担保資産の価値を基準として貸出額が決定されるファイナンス) とABF (Asset Backed Finance/Lending = 単に売掛債権や在庫を担保にしたファイナンス) を区分し、日本の地方銀行による動産担保融資で、動産担保を添担保的に扱う手法は、ABFの色合いが強いとしている。これこそが正しいABLの手法だ、といった論稿も見られるが、定義に拘るのはあまり有意義とは思えない。むしろ、債務者が置かれた状況に応じていかなる融資手法が有効かが大切である。
- 6) 池田真朗「ABLの展望と課題——そのあるべき発展形態と「生かす担保」論」NBL864号。

みてはどうだろうか。

例えば在庫を担保に取るケースで考えてみる。現状の内部格付制度のままでは、担保取得した在庫の実態情報を内部格付に直接反映させることは、管理コストが増えるだけでなく、年間を通じて在庫の動きを詳細に見たばかりに季節変動の影響が大きくなり、かえって当該企業の内部格付が下がってしまうというジレンマの発生にもつながりうる。しかし、すぐに定量評価に直接反映させることができなくても、在庫の実態を明らかにすることに対して協力的な企業については定性評価を高くし、最終的に貸出金利を下げるなど、双方の利益に資するよう金融機関側も知恵を絞る必要があるのではないか。

将来的には、静態的な財務諸表の分析に加え、債務者の取引先の信用力や売買基本契約に対する評価に重点を置き、日々の取引の動きなどの動態的な情報に基づいて内部格付を付与し貸出を実行する、といった融資手法が開発されることも考えられる。

担保動産の動きを見るという観点からは、動産担保融資はモニタリングコストのかかる融資手法でもある。昨今では家畜・在庫などにICタグをつけて担保の動きに関する情報をモニタリングする手法や、倉庫の中の集合動産が予め決められた価格・数量を下回った場合にはアラームを鳴らす手法などのモニタリング手法も開発されている。ITを上手に活用し、途上管理に求められる水準のモニタリングを実現しながらコストを下げる工夫も必要だろう。

金融機関は貸出の原点に戻った取組を

筆者も銀行員時代に中小企業向け融資の経験がある。

中小企業融資は、手間もかかるし簡単な案件ばかりではない。しかし初めての貸出案件で私は得がたい原体験をした。実行日に財務担当役員の前にわずかとも言える3百万円の約束手形を差し出した途端、その役員は銀行に入って間もない私に深々と頭を下げられた。そのとき私はハッとされた。銀行にとっては小口の貸出でも企業に取っては貴重な資金なのだ。

現場担当者の方々も必ず自分なりの原体験を持っておられるだろう。理想論に過ぎないかもしれないが、様々な経営課題に悩む中小企業と同じ目線に立つパートナーであること、それこそが金融機関の貸出の原点であると思う。動産担保融資はその原点に立ち戻るための最も有効な手段である。貸出先がない、金利競争で信用リスクに見合った金利が取れない、人がいないなど金融機関の現場は悲鳴を上げている状態だ。中小企業との地道な対話を要する現場に対して、本部サイドは「効率的」であると同時に「効果的」な視点での施策の推進が望まれよう。昨今の不景気で不良債権の発生増加が懸念される今だからこそ、本部も現場も自問自答して欲しい。中小企業の将来に今自分が働いている銀行の将来を重ね合わせることができているだろうか？ その使命に応えていくことこそ金融機関のレゾナートルであり、中小企業と自行双方の利益を両立させる手段の一つが動産担保融資なのではないだろうか。

Writer's Profile



尾川 宏豪 Hirohide Ogawa
 バンキング事業推進室
 上級コンサルタント
 専門はリスク管理
 focus@nri.co.jp